

商標審査基準たたき台（案）（5条、6条）

商標法5条

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
第4 第5条（商標登録出願） 第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。 - 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 - 二 商標登録を受けようとする商標 - 三 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分 2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 - 一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標 - 二 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。） - 三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。） - 四 音からなる商標 - 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標 3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。 5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。 6 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。	第4 第5条（商標登録出願） 第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。 - 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 - 二 商標登録を受けようとする商標 - 三 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分 2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 - 一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標 - 二 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。） - 三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。） - 四 音からなる商標 - 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標 3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。 5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。 6 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。

商標法施行規則

第四条の七 商標法第五条第二項第五号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。

第四条の八 商標法第五条第四項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

- 一 動き商標
- 二 ホログラム商標
- 三 色彩のみからなる商標
- 四 音商標
- 五 位置商標

2 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
- 二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
- 三 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載
- 四 音商標 商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。）及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付
- 五 位置商標 商標の詳細な説明の記載

1. 「必要な書面」について

第5条第1項にいう「必要な書面」とは、例えば、下記のような書面をいう。
なお、各書面は、いずれもすべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

(例)

(イ) 商標の使用又は使用の意思に関する書類

(ロ) 商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩を付す場合の当該部分を説明した書面

(ハ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面

(ニ) 願書に記載した立体商標を説明した書面

なお、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置

商標法施行規則

第四条の七 商標法第五条第二項第五号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。

第四条の八 商標法第五条第四項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

- 一 動き商標
- 二 ホログラム商標
- 三 色彩のみからなる商標
- 四 音商標
- 五 位置商標

2 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
- 二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
- 三 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載
- 四 音商標 商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。）及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付
- 五 位置商標 商標の詳細な説明の記載

1. 第5条第1項にいう「必要な書面」に含まれる説明書は、すべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

(例)

(イ) 商標の採択の理由を説明した書面

(ロ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面

(ハ) 願書に記載した立体商標を説明した書面

なお、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標について、第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）に記載した内容は、本項にいう「必要な書面」に同じ内容を記載して提出する必要はない。

商標について、第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）に記載した内容は、本項にいう「必要な書面」に同じ内容を記載して提出する必要はない。

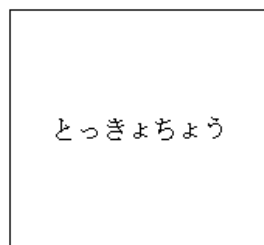
2. 願書に第5条第2項各号で規定する商標である旨の記載がない場合は、通常の出願として取り扱うものとする。

3. 「標準文字」について

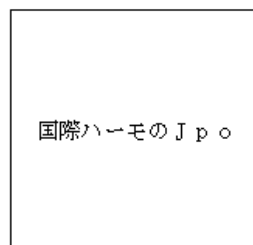
(1) 標準文字によるものと認められる商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたものとする。

(2) 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない場合は、通常の出願として取り扱うものとする。

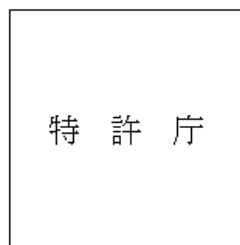
(ア) 標準文字による出願と認められる商標の記載例



文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。



漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。



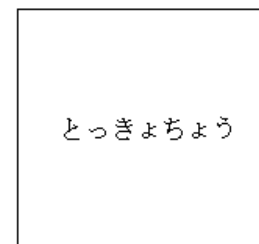
スペースは連続しなくては複数用いることができる。

2. 願書に立体商標である旨の記載がない商標登録出願に係る商標は、原則として、平面商標として取り扱うものとする。

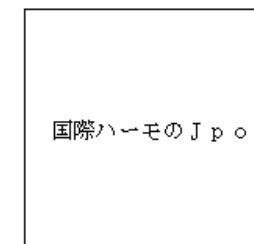
4. 標準文字によるものと認められる商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたものとする。

3. 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない出願は通常の出願として取り扱うものとする。

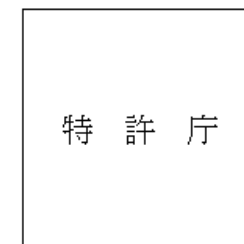
(1) 標準文字による出願と認められる商標の記載例



文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。



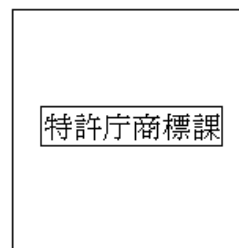
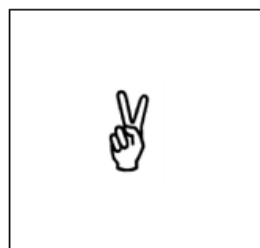
漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。



スペースは連続しなくては複数用いることができる。

(イ) 標準文字による出願とは認められない商標の記載例

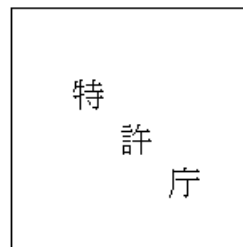
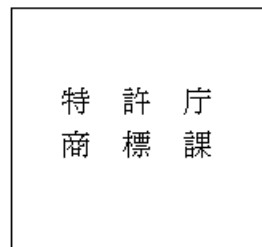
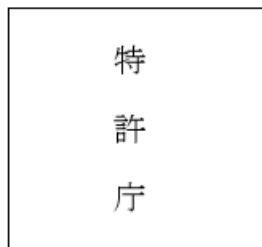
① 図形のみ、図形と文字の結合商標



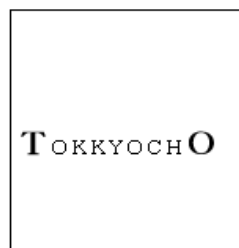
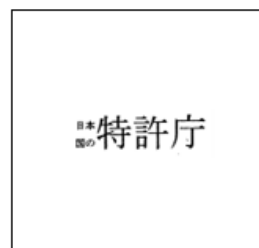
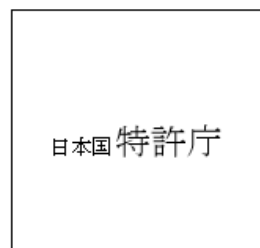
② 指定文字以外の文字を含む商標

③ 文字数の制限30文字を超える文字数（スペースも文字数に加える。）からなる商標

④ 縦書きの商標、2段以上の構成からなる商標

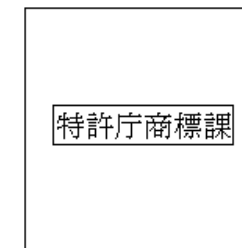
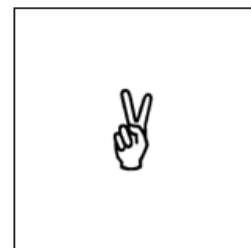


⑤ ポイントの異なる文字を含む商標



(2) 標準文字による出願とは認められない商標の記載例

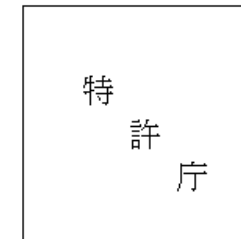
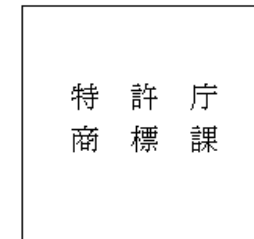
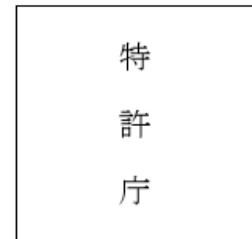
(イ) 図形のみ、図形と文字の結合商標



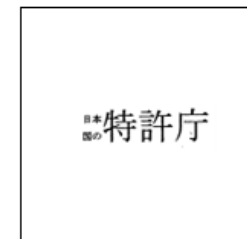
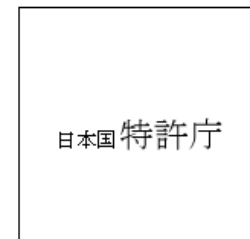
(ロ) 指定文字以外の文字を含む商標

(ハ) 文字数の制限30文字を超える文字数（スペースも文字数に加える。）からなる商標

(ニ) 縦書きの商標、2段以上の構成からなる商標

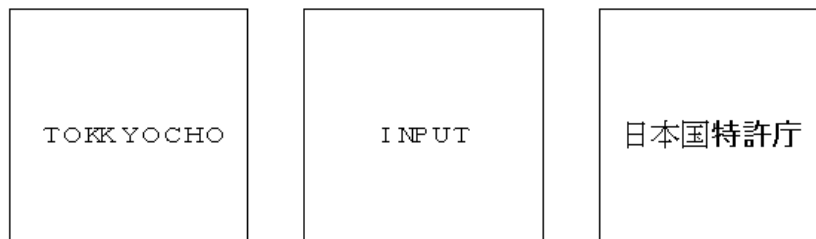


(ホ) ポイントの異なる文字を含む商標

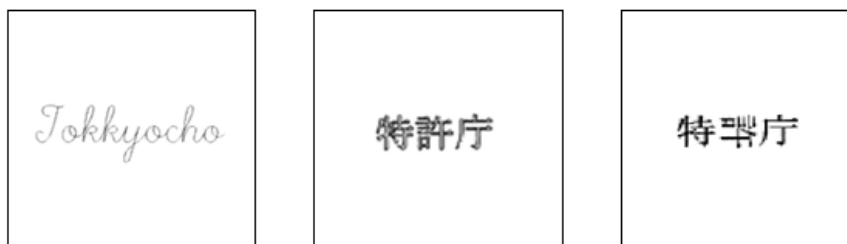


⑥ 色彩を付した商標

⑦ 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標



⑧ 花文字等特殊文字、草書体等特殊書体等で記載された商標



⑨ 上記①から⑧以外のものであって、記載文字が容易に特定できない商標

(削除)

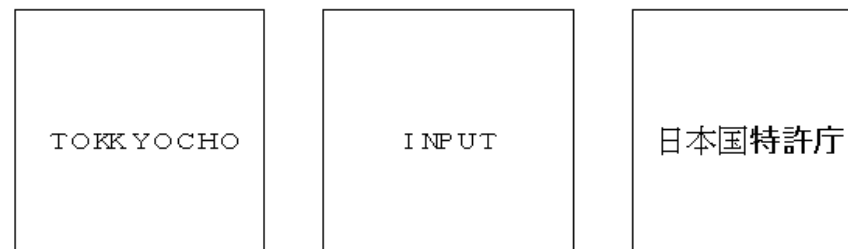
4. 「商標の詳細な説明」及び「物件」について

商標の詳細な説明及び経済産業省令で定める物件（以下「物件」という。）が商標登録を受けようとする商標を特定するものであるか否かについては、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標のうち、いずれかの商標として願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）と、商標の詳細な説明又は物件の商標の構成及び態様が一致するか否かを判断するものとする。

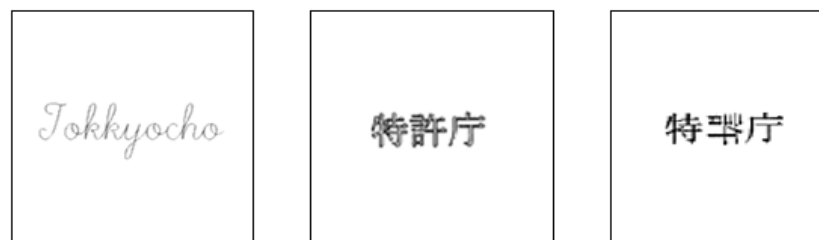
これらが一致する場合には、特定されたものとする。

(ハ) 色彩を付した商標

(ト) 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標



(チ) 花文字等特殊文字、草書体等特殊書体等で記載された商標



(リ) 上記(イ)ないし(チ)以外のものであって、記載文字が容易に特定できない商標

6. 第5条第6項の「商標の一部でないものとみなす」部分からも外観、称呼又は観念が生ずるものとする。

7. 商標の詳細な説明及び経済産業省令で定める物件（以下「物件」という。）が商標登録を受けようとする商標を特定するものであるか否かについては、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標のうち、いずれかの商標として願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）と、商標の詳細な説明又は物件の商標の構成及び態様が一致するか否かを判断するものとする。

これらが一致する場合には、特定されたものとする。

一致しない場合においても、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かを判断し、その範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているときには、特定されたものとする。

(以下、略)

5. 国際商標登録出願における「**standard characters**」である旨の宣言の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について「**standard characters**」である旨の宣言があっても、第5条第3項で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。

6. 国際商標登録出願における商標のタイプの記載の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について、「動き商標」、「ホログラム商標」、「立体商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」又は「位置商標」のいずれであるのかの判断については、原則として、次のとおりとする。

(以下、略)

7. 国際商標登録出願における「商標の詳細な説明」の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について、商標の詳細な説明については、次のとおりとする。

- (1) 「色彩のみからなる商標」については、指定通報の「**Colors claimed**」と「**Description of the mark**」の記載事項を商標の詳細な説明とする。
- (2) 「音商標」、「動き商標」、「ホログラム商標」及び「位置商標」については、指定通報の「**Description of the mark**」の記載事項を商標の詳細な説明とする。

8. 国際商標登録出願における「物件」の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について、物件は、国際登録簿に添付する手続がないことから、日本国を指定する領域指定時には、当該物件が添付されていないため、第5条第5項を適用し当該物件の提出を促すこととする。

一致しない場合においても、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かを判断し、その範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているときには、特定されたものとする。

(以下、略)

5. 国際商標登録出願に係る商標について「**standard characters**」である旨の宣言があっても、第5条第3項で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。

8. 国際商標登録出願に係る商標について、「動き商標」、「ホログラム商標」、「立体商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」又は「位置商標」のいずれであるのかの判断については、原則として、次のとおりとする。

(以下、略)

9. 国際商標登録出願に係る商標について、商標の詳細な説明については、次のとおりとする。

- (1) 「色彩のみからなる商標」については、指定通報の「**Colors claimed**」と「**Description of the mark**」の記載事項を商標の詳細な説明とする。
- (2) 「音商標」、「動き商標」、「ホログラム商標」及び「位置商標」については、指定通報の「**Description of the mark**」の記載事項を商標の詳細な説明とする。

10. 国際商標登録出願に係る商標について、物件は、国際登録簿に添付する手続がないことから、日本国を指定する領域指定時には、当該物件が添付されていないため、第5条第5項を適用し当該物件の提出を促すこととする。

商標法6条

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
第5 第6条（一商標一出願） 第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。 2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従つてしなければならない。 3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。 1. 一商標一出願について <u>一つの商標登録出願では、「商標ごとにしなければならない」ことから、複数の商標を出願したと認められる場合は、第6条第1項の要件を具備しないものとする。</u> 2. 第6条第1項の要件を具備しない場合 <u>(1) 指定商品又は指定役務の記載は、省令別表（商標法施行規則第6条）及び類似商品・役務審査基準に掲載されている商品又は役務の表示など、その商品又は役務の内容及び範囲が明確に把握できるものでなければならず、指定商品又は指定役務の表示が不明確なときは、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。</u> (例) 第29類「食肉，その他本類に属する商品」 第39類「貨物車による輸送，その他本類に属する役務」 (2) 指定商品又は指定役務の表示中に、特定の商品又は役務を表すものとして登録商標が用いられている場合は、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 3. 第6条第2項の要件を具備しない場合 <u>指定商品又は指定役務の表示は明確であるが、政令（商標法施行令第2条）で定める商品及び役務の区分に従っていないときは、第6条第2項の要件を具</u>	第5 第6条（一商標一出願） 第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。 2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従つてしなければならない。 3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。 （新設） 1. 指定商品又は指定役務の記載は、省令別表（商標法施行規則第6条）に掲載されている商品又は役務の表示など、その商品又は役務の内容及び範囲が明確に把握できるものでなければならない。 4. 指定商品又は指定役務の表示は不明確であるが、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できるときは、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 (例) 一区分に属する商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第2類 全ての商品 第29類 食肉，その他本類に属する商品 第35類 全ての役務 第39類 貨物車による輸送，その他本類に属する役務 7. 指定商品又は指定役務の表示中に、特定の商品又は役務を表すものとして登録商標が用いられている場合は、原則として、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 6. 指定商品又は指定役務の表示は明確であるが、政令で定める商品及び役務の区分に従っていないときは、第6条第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

資料3

備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 (例) 第9類「時計」 この場合は、「第14類 時計」と補正することができる。 第36類「職業のあっせん」 この場合は、「第35類 職業のあっせん」と補正することができる。 (例) 第16類「雑誌、雑誌による広告」 この場合は、第16類「雑誌」、第35類「雑誌による広告」と補正することができる。 4. 第6条第1項及び第2項の要件を具備しない場合 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 (例1) 複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第5類「衛生マスク及びその類似商品」 第40類「廃棄物の処理及びその関連役務」 (解説)「その類似商品」、「その関連役務」の表示は、複数の区分に属する可能性があり、不明確である。 第7類「機械器具」 (解説)「機械器具」の表示は、例えば、第10類「医療用機械器具」や第11類「冷凍機械器具」等も考えられるため、不明確である。 第37類「機械器具の貸与」 (解説)「機械器具の貸与」の表示は、例えば、第39類「包装用機械器具の貸与」や第40類「化学機械器具の貸与」等も考えられるため、不明確である。 (例2) 「〇〇〇店」(施設を指称)という表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第25類「百貨店」 第42類「総合レンタル店」 (例3) 政令別表に掲載されている表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第12類「乗物その他移動用の装置」	(例) 第9類 時計 この場合は、「第14類 時計」と補正することができる。 第36類 雑誌による広告の代理 この場合は、「第35類 雑誌による広告の代理」と補正することができる。 (例) 第16類 雑誌、雑誌による広告の代理 この場合は、「第16類 雑誌」と補正することができる。 第35類 雑誌による広告の代理」 3. 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 (例1) 複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第5類 衛生マスク及びこれらの類似商品 第7類 機械器具 第37類 機械器具の貸与 第40類 廃棄物の処理及びその関連役務 (例2) 「〇〇〇業」(業種名)や「〇〇〇店」(施設を指称)という表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第25類 百貨店 第42類 総合レンタル業 (例3) 政令別表に掲載されている表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第12類 乗物その他移動用の装置
--	---

資料3

第32類「アルコールを含有しない飲料及びビール」

ただし、政令別表に掲載されている表示と、省令別表に掲載されている商品又は役務の表示とが一致している場合など、商品若しくは役務の内容及び範囲又は帰属する商品及び役務の区分が明確なものはこの限りでない。

5. 手続補正指示について

上記2.(1)及び4.に係る拒絶理由の通知に対し、出願人が指定商品又は指定役務の説明等を内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合は、直ちに拒絶をすることなく、当該意見書又は物件提出書を斟酌し、例えば補正案を示すなど指定商品又は指定役務その他を適切な表示に補正すべきことを指示する（審査官名による手続補正指示）ものとする。

この場合において、出願人が当該手続補正指示に対し何らの対応もしないとき又は的確な補正等を行わないときは、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

6. 小売等役務について

小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）については、次のとおり解するものとする。

- (1) 小売等役務とは、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動（商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの）をいうものとする。
- (2) 小売等役務には、小売業の消費者に対する商品の販売行為、卸売業の小売商人に対する商品の販売行為は含まれないものとする。

（削除）方式事項であるため

（削除）係属中の対象案件がないため

第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール

ただし、政令別表に掲載されている表示と、省令別表に掲載されている商品又は役務の表示とが一致している場合など、商品若しくは役務の内容及び範囲又は帰属する商品及び役務の区分が明確なものはこの限りでない。

5. 上記3. ないし4. の拒絶理由の通知に対し、出願人が実質的に商品等の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合は、直ちに拒絶をすることなく、当該意見書又は物件提出書を斟酌し、例えば補正案を示すなど指定商品又は指定役務その他を適切な表示に補正すべきことを指示する（審査官名による手続補正指示）ものとする。

この場合において、出願人が当該手続補正指示に対し何らの対応もしないとき又は的確な補正等を行わないときは、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

2. 小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）については、次のとおり解するものとする。

- (1) 小売等役務とは、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動（商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの）をいうものとする。
- (2) 小売等役務には、小売業の消費者に対する商品の販売行為、卸売業の小売商人に対する商品の販売行為は含まれないものとする。

8. その他

- (1) 商品及び役務の区分のみが記載されているときは、第5条の2第2項に基づく補完指令の対象となる。
 - (2) 指定商品又は指定役務のみが記載されているときは、補正指令（方式）の対象となる。
 - (3) 商品及び役務の区分が2以上である場合は、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務を繰り返し記載していないものは補正指令（方式）の対象となる。
- （例） 第1類、第3類、第5類 化学品、化粧品、薬剤
第35類、第36類 経営の診断及び指導、有価証券の売買

9. 商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）施行の際、現に特

資料3

許庁に係属している商標登録出願は、改正前の第6条第1項に基づき上記3. ないし6. と同様に扱うものとする。